

令和4年 第2回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和4年7月25日

愛知中部水道企業団議会

令和4年第2回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	4

第 1 号 (7月25日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のために出席した者の職氏名	7
職務のために出席した職員の職氏名	8
開会の宣告	9
諸般の報告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
企業長あいさつ	9
議会運営委員会委員長の報告	11
議席の指定	11
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
一般質問	12
議員派遣について	21
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第5号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決	24
企業長あいさつ	36
閉会の宣告	37
署名議員	38

令和4年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年7月8日

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

1 期 日 令和4年7月25日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	服	部	龍	一	議員	2 番	青	木	亮	議員			
5 番	白	井	え	り	子	議員	6 番	水	野	たかはる	議員		
7 番	小	嶋	立	夫	議員	8 番	塚	本	克	彦	議員		
9 番	加	藤	孝	久	議員	1 0 番	野	村	ひ	ろ	し	議員	
1 1 番	富	田	え	い	じ	議員	1 2 番	伊	藤	祐	司	議員	
1 3 番	近	藤	鑛	治	議員	1 4 番	國	府	田	さ	と	み	議員
1 5 番	中	野	ま	さ	ひ	ろ	議員						

不応招議員（2名）

3 番	近	藤	善	人	議員	4 番	大	橋	ゆうすけ	議員
-----	---	---	---	---	----	-----	---	---	------	----

令和４年第２回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	白井 えり子	1 企業団管内における漏水問題について 2 水道施設の老朽化対策はどのようなか 3 第３次アクア・シンフォニー計画の老朽管路の計画的更新・改良について 《質問要旨》 1 令和４年７月７～８日長久手市戸田谷地内の漏水の状況について (１) 発生の原因、影響が及んだ範囲、被害等はどのようなであったか。 (２) 漏水による被害補償の状況はいかがか。 (３) この地区の漏水調査はいつどのように実施していたか。その時点では問題はなかったか。 2 水道管を含む水道施設の老朽化対策はどのように進めているのか (１) 水道管、水道施設の定期的調査はどのように行い、現在の状況、問題をどのようにとらえているか。 (２) 水道施設の今後の建て替え計画などはどのように考えているか。 (３) ＡＩを活用した漏水調査などの採用検討は、その後どのように検討しているか。 3 第３次アクア・シンフォニー計画の老朽管路の計画的更新・改良について (１) 第３次アクア・シンフォニー計画は令和３年度～１２年度となっている。老管路の計画的な更新・改良について、Ｈ２７～Ｈ３０の目標に対し、実績が毎年２倍以上となっている。これはどういうことか。 (２) 令和元年度、２年度、３年度はどのような目標、実績なのか。

令和４年第２回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	白井 えり子	議案第４号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 《質疑事項》 ・ 条例は会計年度職員が対象であるが、現在対象者は何人か。 ・ 不妊治療についても常勤職員と同様の条件か。 ・ 規則に変更は生じるか。規則は常勤職員と同じか。 ・ 非常勤職員が育児休業を取得する場合の給与はどのようなになるのか。 《質疑要旨》 ・ 条例は会計年度職員が対象であるが、現在対象者は何人か。 ・ 不妊治療についても常勤職員と同様の条件か。 ・ 規則に変更は生じるか。規則は常勤職員と同じか。 ・ 非常勤職員が育児休業を取得する場合の給与はどのようなになるのか。 議案第５号 令和３年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について 《質疑事項》 議案第５号 決算の認定について問う 《質疑要旨》 議案第５号 ①決算書 p 3 収入の１款水道事業収益 1 3 2, 1 8 1, 5 8 7 円、３項の特別利益は令和２年度は△ 1 0 9, 3 4 6, 0 2 2 円。令和３年度 1 0 3, 6 4 8, 6 9 9 円の主な理由は何か。

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	白井 えり子	②決算書 p 6 損益計算書営業利益 1 2 6, 3 1 6, 2 5 0 円は令和 2 年度比減額 7 1, 9 3 3, 0 7 4 円。この減額理由は何か。 ③決算書 p 6 営業外費用の経常利益が令和 2 年度比減額 2 3 2, 1 8 3, 6 1 3 円。この減額理由は何か。 ④決算資料 p 9 負債資本合計が令和 2 年度は△ 0. 9 %だが、令和 3 年度は 2. 0 %増。金額にして 1、1 1 5、1 3 5、2 1 3 円増額。この分析はいかがか。 ⑤決算資料 p 3 水道施設のレベルアップの主な事業 2 漏水調査 2, 6 6 1 万円は全体計画の中で令和 3 年度はどの地区、距離、調査方法はどうか。 ⑥決算資料 p 3 水道水の安定供給の主な事業、県営水道からの受水について、金額では 4 6 3 万円減額、受水量では 2 4 7, 9 6 3 m³減っている。減っている点についてどのように分析されたか。 ⑦決算書 p 4, 5 企業債 3 億円適正借入れとある。令和 2 年度企業債の借入れの記載はない。令和 4 年度は 7 億円である。アクア・シンフォニーの財政計画では企業債は令和 3 年～令和 1 2 年度まで毎年一律 3 億円と記載されている。適正借入れという根拠はどのようなか。償還金額は 2 8 9, 7 1 0, 4 6 8 円。アクア・シンフォニーでは、企業債償還計画は令和 3 年度は 2 9 0 百万円。計画通りの数字だがこの辺りはどのように分析されているのか。 ⑧決算書 p 2 2 給水原価が 1 m³令和 2 年度 1 5 0. 4 4 円から令和 3 年度 1 5 5. 3 9 円と 4. 9 5 円高くなっている。令和 2 年度は 1 5 4. 0 8 円で元年度より 3. 6 4 円減少だった。今回単価の上昇の理由と影

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	白井 えり子	響はどうか。 ⑨決算書 p 2 2 供給単価が 1 m³令和 2 年度 1 7 1 . 7 0 円から令和 3 年度 1 7 6 . 4 4 円と 4 . 7 4 円高くなっている。令和 2 年度は 1 7 8 . 1 2 円から 6 . 4 2 円減少だった。この理由と影響はどうか。 ⑩決算書 p 2 2 人口は 1 9 人、戸数は 8 9 9 戸増加しているが、有収水量は 9 9 , 2 3 5 m³、率にして 0 . 3 %減っている。この状況をどのように分析されているのか。
2	中野 まさひろ	議案第 5 号 令和 3 年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について 《質疑事項》 令和 3 年度愛知中部水道企業団水道事業決算の（２）資本的支出の第 1 款資本的支出の第 1 項建設改良費の不用額と第 2 次水道施設整備計画の主な指標である「管路更新率」「全管路の耐震適合率」「基幹管路の耐震適合率」について 《質疑要旨》 令和 3 年度愛知中部水道企業団水道事業決算の（２）資本的支出の第 1 款資本的支出の第 1 項建設改良費の不用額は、6 億 6 千万円余りで、執行率は 8 1 . 2 %である。 しかし、第 2 次水道施設整備計画の主な指標である「管路更新率」「全管路の耐震適合率」「基幹管路の耐震適合率」は、いずれも令和 3 年度目標を超過達成している。 1 建設改良費の不用額の主な内容を伺う。 2 建設改良事業予算の執行率 8 0 %ほどでも、第 2 次水道施設整備計画の主な指標である「管路更新率」「全管路の耐震適合率」「基幹管路の耐震適合率」の目標達成には支障がないか。

第 2 回 定 例 会

(第 1 号)

令和4年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和4年7月25日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 議席の指定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 一般質問

日程第7 議員派遣について

日程第8 議案第4号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第9 議案第5号 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定
について

出席議員（13名）

1番 服部 龍一 議員	2番 青木 亮 議員
5番 白井 えり子 議員	6番 水野 たかはる 議員
7番 小嶋 立夫 議員	8番 塚本 克彦 議員
9番 加藤 孝久 議員	10番 野村 ひろし 議員
11番 富田 えいじ 議員	12番 伊藤 祐司 議員
13番 近藤 鑛治 議員	14番 國府田 さとみ 議員
15番 中野 まさひろ 議員	

欠席議員（2名）

3番 近藤 善人 議員	4番 大橋 ゆうすけ 議員
-------------	---------------

説明のために出席した者の職氏名

企業長 小浮 正典 君	副企業長 近藤 裕貴 君
-------------	--------------

副 企 業 長	小 山 祐 君	副 企 業 長	吉 田 一 平 君
副 企 業 長	井 俣 憲 治 君	代表監査委員	都 築 一 浩 君
次長（総括）	高 津 桂 一 君	次長（管理）	山 田 紀 夫 君
次長（営業）	近 藤 隆 徳 君	次長（技術）	谷 澤 英 一 君
専門監兼建設課長	鈴 木 由紀夫 君	総 務 課 長	上 村 知 由 君
経営企画課長	白 井 淳 君		

職務のために出席した職員の職氏名

議 会 事 務 部 局 書 記 長	山 田 浩 司 君	総務課課長補佐	三 宅 徹 君
管財検査課課長補佐	宮 木 智 彦 君	豊明市下水道課長	外 山 紀 元 君
日進市下水道課長	石 原 直 樹 君	み よ し 市 下 水 道 課 長	原 田 恭 光 君
長 久 手 市 下 水 道 課 長	丸 山 賢 一 君	東郷町下水道課長	中 川 正 康 君

◎開会の宣告

○議長（塚本克彦議員） 令和４年第２回愛知中部水道企業団議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議員並びに執行機関の皆様には、ご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめ２議案でございます。

いずれの議案につきましても、慎重なる審議を賜りますとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は１３名で、議員定足数に達しております。よって、令和４年第２回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、ただいまより開会をいたします。

（午後 ２時００分）

◎諸般の報告

○議長（塚本克彦議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和３年度２月分から令和４年度５月分までの例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（塚本克彦議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚本克彦議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておりますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（塚本克彦議員） 日程第1、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症は第7波に突入し、新規陽性者数は増加傾向にあります。現在主流となっているオミクロン株は、より感染力が強いBA.5系統への置き換わりが進んでおり、これから8月にかけては、夏休み、お盆など、人流が増加することが見込まれ、今後さらに感染拡大が進めば、社会・経済活動の維持が困難になることが懸念されます。

このため、これまでと同様に、水道による手洗いなどの手指衛生が基本的な感染防止対策の一つとして重要な役割を担うこととなっており、安全かつ安定的な水の供給を持続していくことが求められます。

こうした状況の中、水道管の老朽化が全国的な問題となっておりますが、当企業団におきまして、さきの6月には、みよし市内の国道153号線、7月には長久手市戸田谷地内において水道管が相次いで破損するなど、お客さまに大変なご迷惑をおかけすることとなりました。事故対応を迅速に行ったことから、甚大な被害には至りませんでした。安心・安全な日常生活を守るため、24時間365日体制を組み、事故対応に鋭意取り組んでいるところでございます。引き続き、皆様方のご理解、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、定例会でご審議いただく案件は、愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての2件でございます。

令和3年度の決算につきましては、給水人口が伸び悩み、給水量は、業務営業用水の需要が増加しましたが、生活用水の減少分を吸収するに至らず減少しました。収益全体で見ると、遊休地の売払いの収入があり、前年度を若干上回りましたが、費用の増加があったため、当年度純利益は前年度を下回る11億1,865万円の計上となりました。

慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

○議長（塚本克彦議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（塚本克彦議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

10番、野村ひろし議会運営副委員長。

○議会運営委員会副委員長（野村ひろし議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきましてご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、7月8日午後1時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。7月8日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみご報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第4号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめ2件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一問一答方式で1名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は制限を設けず、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案、1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

その他、今定例会で議題といたします議員派遣について協議した結果、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、議員派遣を中止させていただくことを取りまとめ、議長に報告をいたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（塚本克彦議員） お疲れさまでした。

◎議席の指定

○議長（塚本克彦議員） 日程第3、議席の指定を行います。

各市町の臨時会におかれまして、議会議員が一部改選されたことに伴い、今回新たに選出

されました議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において定めます。

定める議員の氏名とその議席番号を事務局職員に朗読させます。

○議会事務局書記長（山田浩司君） 失礼いたします。

今回、1名の議員の方の改選がございましたので、その議席番号とお名前を朗読いたします。

12番、伊藤祐司議員。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） ただいま朗読しましたとおり、伊藤祐司議員の議席を定めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本克彦議員） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、11番、富田えいじ議員及び14番、國府田さとみ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚本克彦議員） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（塚本克彦議員） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、発言を許します。

5番、白井えり子議員。

○5番（白井えり子議員） 5番、白井えり子、通告に従い、一般質問を一問一答で行います。

1項目めの企業団管内における漏水問題についてです。

1点目。

令和4年7月7日夕方の長久手市内の大型スーパー近くで、人通りも多い中、4メートル

の水柱が上がり、広範囲に水があふれ、一時騒然としたと聞きます。私のところにも問合せがありました。

それでは、お聞きします。

長久手市戸田谷地内の漏水の状況の発生の原因、影響が及んだ範囲、被害等はどのようなものであったか、お聞きします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 技術担当次長の谷澤と申します。よろしくお願いをいたします。

まず初めに、事故発生から復旧までの経過をご説明いたしますと、7月7日午後4時10分、尾三消防組合から漏水の通報があり、昭和46年布設の水道本管に設置してある消火栓から漏水が判明しました。午後5時57分、水道本管を断水して緊急修繕を実施し、その後、通水、洗浄作業を行い、午前1時に復旧作業が終了しました。

ご質問の発生の原因、影響が及んだ範囲、被害等はどのようなものであったかについてでございますが、発生の原因は、消火栓に接続されているボルト・ナットの腐食による破損で、影響が及んだ範囲は戸田谷、久保山、氏神前、桜作、打越、塚田、平池、五合池地区のおよそ4,600戸と思われます。

被害等は、濁り水等、水質に関するもので26件、水圧、通水不良に関するもので19件のご連絡をいただいております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 再質ですが、破損の原因は、消火栓のボルト・ナットの腐食とのことですが、具体的にどのような形状で、どのような設置箇所にあるものか、詳細な説明をお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） すみません、先ほど答弁で、水道管の布設年度ですけれども、昭和46年と発言いたしましたが、昭和56年の誤りでございました。申し訳ございませんでした。

それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

補修弁と消火栓本体とを接続する箇所にボルト・ナットが使用されており、直径16ミリのボルト4本で設置されておりました。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、今の説明ですと、ちょっとそれを図にしてみました。今、ご説明ですと、この横断面のところのここですね、横断的に切ったときの、それから、この上の図の、この4つの赤丸の、この4つのボルト・ナットということだと思います。

では、次に、4,600戸の中で、被害の訴えは、水質関係26件、水圧等が19件とのことですが、この中に店舗、事業所、飲食店、理美容店、医療関係等はなかったか、お聞きします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 店舗、事業所、飲食店、理美容店、病院などからご連絡はいただいております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、作業時間、作業終了するまでに約9時間ほどかかっていますが、漏水量、料金換算にするとどのくらいになるのか、もしお分かりになったらお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 漏水量は、漏水発生から止水作業が完了するまでの2時間で、おおむね300立方メートルで、県営水道の料金単価で換算いたしますと7,800円となります。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、次の2点目に入りますが、2点目の漏水による被害補償の状況はいかがでしたでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 漏水による被害補償の状況は、水圧、通水不良で対応した19件のうち、給水器具の詰まりなどで8件が補償となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） ただいま報告がありましたが、19件中8件が補償対象の見込み

とのこと。その内訳はどのようなのでしょうか。また、店舗などの営業補償はなかったのでしょうか。全て保険で支払い、補償金額は既に算定されているのでしょうか。

また、保険を利用することになり、企業団の契約保険料が上がるおそれはないのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 現在のところ、補償対象の内訳は、集合住宅3件、一般住宅が5件で、店舗等への営業補償はありません。

補償の内訳は給水器具の取替えなどで、保険で支払う予定をしていますが、金額につきましては、現在集約中でございます。

この事案により保険料が上がることはない見込みでございます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、次、3点目ですが、この地区の漏水調査はいつ、どのように実施されたのでしょうか。その時点での問題はなかったのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 長久手市内の管路の漏水調査は、令和元年度に行っておりますが、それとは別に、消火栓等の構造物の点検を令和4年度に行っております。

この消火性の点検は7月6日に行われ、点検結果は要修繕となっておりましたが、緊急性がないと判断し、年度末にまとめて修繕を行う予定としておりました。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） ただいまのご答弁ですと、つまり、この水が吹いた7月7日の前日の7月6日に点検をして、要修繕ではあるものの、これは年度内にまとめてやればいい、そのような判断をされたということですが、翌日の7日にこれが破損しているということです。どのような点検が行われ、なぜ緊急性を見抜けなかったかと、前日に点検をして次の日に吹いているわけですから、ちょっと疑問に思いました。

そして、私、消火栓のほうを見せていただきました。この企業団の消火栓ですが、もう一度これをお見せします。そうしますと、この破損したところが、ここの赤いところのボルトとナットでこの間に挟んで、ボルトとナットが挟んでいるわけですが、それをこの消火栓の蓋を取って中を見せていただくと、つまり、こういうふうを目視でやるということでしたの

で、私も目視で上から見てみました。

この赤い丸のところに、ボルトとナットがあるわけですが、これを上から目視で見ても、この下の、どっちがどうか分かりませんが、何か下のほうが破損をしたということで、上から見たときには、その状況は分からなかったと。裏側のほうで破損があって今回のことになったということです。つまり、これを目視で上から見る限りは、なかなかそれは、前日に調査をしても、翌日にそのような事故になるということは、非常にそれは難しかったかなというふうに理解はいたします。

では、この事故の後、同じ路線、同じ時期に設置の消火栓の後追い点検はされたのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 同じ路線の後追い点検は7月中に完了する予定です。

同じ時期までに設置された消火栓は、給水区域内に684基あり、今後、順次点検を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 大変な作業にはなるかと思いますが、ぜひ早急にお願いいたします。

この水道関係は、実際に漏水して初めて状況が分かる大変な現場だと思います。今回のように、広範囲に被害が及び、新聞等に報道された案件については、ホームページで見ても詳細が分かりません。企業団議員には情報をぜひ流していただくべきではなかったでしょうか。

グループウェアやメールのMLなど、議会にその体制がない中でも、漏水対応が7月8日午前1時に終了した、その当日の午後2時から、この企業団の全員協議会が開かれています。私は当然、ここで報告があるものと思い、待っていましたが、何ら報告は行われませんでした。

先ほど企業長のご挨拶の中にも、6月にみよしのイオンのところでも、そういった漏水事故があったということが今初めてそれを知りました。

私は当然、ここで中水議員として、管内の状況をお知らせいただくのが、管内の市民の問合せにも正しい説明をすることができます。今後、構成議員への情報提供につきましてはご検討いただくことを強くお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、4点目ですが、AIを活用した漏水調査などの採用検討については、その後、どの

ように調査、検討されているのか、取組状況をお聞きします。

以前、一般質問でお聞きしたときに、調査、検討していくということで、調査には取り組まれていると思いますが、その状況をお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） A I を活用した漏水調査業務につきましては、他団体の取組状況の聞き取りや関連業界等の調査を進めてきているところでありますが、A I を活用した業務は効果が不透明なこともあり、本企業団では採用しておりません。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 現在、お隣の豊田市をはじめ、全国に活用事例が増えてきています。調査、研究は積極的に取り組むべきではないでしょうか。再度、くどいようですが、積極的に取り組むことについてお尋ねをいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 引き続き、全国の水道事業体並びに関連業界等の情報収集に努め、調査、研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） これからそういった時代も迎えますので、ぜひ積極的な調査、研究をお願いしたいと思います。

次に、2項目めの水道施設の老朽化対策です。

1点目の水道管の老朽化対策につきましては、全国的な問題でもあり、企業長からのご指摘もありました。これは以前お聞きしましたので、今回は、管内の水道施設についての老朽化対策はどのように進めているのか、お聞きします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 水道施設の定期的調査は、毎日の水道施設の巡視の際に、配水池、管理棟を、水道法施行規則第17条に基づき、点検しております。そこで問題が判明した場合は、修繕工事を実施してきており、現状、大きな問題は発見されておりません。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 以前は19か所あると、この計画等に載っていましたが、

現在、管内の水道施設と言われるものは何か所あり、法定耐用年数はどのくらいとされているのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 主たる施設で申し上げますと、配水池は現在18か所あり、法定耐用年数は、コンクリート製のものが60年で、鋼板製は45年であります。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 水道施設も、この公共施設として、今後の建て替え計画などどのように、では、お考えなのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 水道施設の建て替えは、法定耐用年数とは別に、本企業団で定めた構造物の種類に応じて、目標耐用年数を設定しており、現在、目標耐用年数に達する施設はありませんので、現時点では、老朽化による建て替え計画は考えておりません。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 法定耐用年数はコンクリート60年、鋼板製45年とは別に、企業団独自で定めた目標耐用年数と今おっしゃいましたが、それは何年ぐらいのものなのでしょうか。

また、現時点で建て替え計画のものなくても、構造物である以上、今後、将来的には必ず建て替えの必要な時期が出てきます。多額の費用がかかることもあり、老朽施設建て替え計画は本来持って当たり前ではないのかと考えますが、いかがでしょうか。

また、今回、この水道施設で一番古い、昭和43年、1968年度築造、つまりこの管内の水道施設で一番古いのはこの施設ですが、54年経過しています。これは日進市の御岳山低配水場がそれに当たりますが、これを見学させていただきました。

コンクリート造りの配水池が2棟、管理室、ポンプ室各1棟の小ぶりの施設でしたが、日々の管理等が行き届いており、私が想像していたより状態はよさそうに思いました。

しかしながら、令和3年4月の第2次水道施設整備計画では、今後、水需要の減少が見込まれる中、令和10年度、520万円の事業費で、施設廃止の整備計画が掲載されています。整備計画は綿密に立てられていると思いますが、併せて全体の建て替え計画も、今だからこそ考えておくことが必要だと考えます。建て替え計画についてはいかがお考えか、お聞きし

ます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 構造物の状態確認を継続して実施することを前提として、本企業団では、配水池の目標耐用年数を80年としております。老朽化の建て替え計画は、次期計画の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、今のご答弁で、次期計画の課題という認識は至っていると、具体的にいつ頃かという取組については、いかがでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 令和13年度以降と考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、この財政計画も含め、次期の令和13年度以降の第4次アクア・シンフォニー計画というふうに理解をいたしました。

では、次に、3項目めの第3次アクア・シンフォニー計画の老朽管路の計画的更新、改良についてお聞きします。

1点目ですが、第3次アクア・シンフォニー計画は、令和3年度から12年度の計画となっております。その中の老朽管路の計画的更新、改良の、この表になっている部分ですが、平成27年度から30年度は、目標値に対して実績値が、何と、この目標に対して2倍、次の年は5倍、次は3倍となっています。一般的に、計画は、目標に達するよう実績を上げていくというケースが多いと思いますが、既に実績が目標を何倍も上回っているというのはどういうことでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 前計画である第1次水道施設整備計画は、平成23年度から平成32年度までの計画期間であり、その中間期である平成28年度に、老朽化した管路の更新事業を進めていくよう見直しされたためでございます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） この見直しは、多分国のほうから来ていると思いますが、途中で

見直しがされたという今のお答えでしたけれども、目標値も高くなるのだったら、見直して、目標値も高く設定するのが本来ではないでしょうか。データ的に見ても非常に疑問に思いますが、この点、いかがでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） ご指摘のとおりであり、今後は、中間期の見直しとともに変更を考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、次に、2点目ですが、アクア・シンフォニー計画の計画の表が、平成27年から30年までしか載っていません。令和元年度、2年度、3年度はどのような目標、実績だったのか、お願いをいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 平成27年度から令和2年度の目標値と実績値は、老朽管路の更新による布設替の延長が対象とされており、令和元年度は、目標値が2,600メートルに対し、実績値が9,737メートル、令和2年度は目標値が2,600メートルに対し、実績値が9,989メートルでした。

令和3年度からは、目標値が、布設替の延長から管路更新率に変わり、この管路更新率は、老朽管の布設替にかかわらず、下水道や道路改良工事に伴う布設替なども対象となっております。令和3年度の目標値は1.25%、延長換算では2万3,000メートルで、実績値は1.33%、換算延長では2万4,585メートルとなります。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） このように、お聞きをすればちゃんとその実績値が出てくるわけですね、目標とか。この説明の値については、別途手刷りでもアクア・シンフォニー計画書に挟み込むべきではないでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） ホームページ上において、令和2年度までは第1次水道施設整備計画の総括報告書で、令和3年度からの目標は第3次アクア・シンフォニー計画で、実績は水道事業ガイドラインにて公表済みでありますので、別途作成する予定はございません。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） この実績等は、水道事業ガイドラインに公表済みと今お答えがありました。

しかしながら、普通はこの計画、10年の計画、立派なのをいただければ、それを一番の柱にしていくというのが普通だと思いますが、別途作成する予定はないとのことですが、もちろん令和3年からのこの冊子にするためには、前倒しで印刷に間に合わないということもあったかとは思いますが、私たち、今期中水議会の議員は、令和3年、4年度が任期となっています。第3次アクア・シンフォニー計画、令和3年から12年の冊子を初めてここに議員となってきたときに頂き、この計画を柱に企業団の運営を見させていただいていきます。

4章までは平成27年から30年までの目標、実績しか掲載されておらず、また、5章からは令和3年から12年の年度と、目標の多くは実施としか表示がありません。中には細かく記載されているところもあります。それは、令和3年から12年の間のところにも数字が入っているのがあります。

少なくとも、構成議員に配布する第3次アクア・シンフォニー計画には、平成28年から表記の仕方や内容が変わったこと、また、それによる令和元年度、2年度の数値のプリントをぜひ挟み込んで、私たち構成議員には頂けたらよかったと思います。もちろん、これは市民の閲覧や配布にもこのデータの対応が必要です。ぜひこういったところにもお気を遣っていただいて、今後対応していただきますようお願いをいたします。

以上、要望、意見を申し上げて、以上で質問を終わります。

○議長（塚本克彦議員） これをもちまして、5番、白井えり子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議員派遣について

○議長（塚本克彦議員） 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、愛知中部水道企業団議会会議規則第85条の規定により実施する予定でありましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、議会運営委員会から議員派遣の中止の報告を受けたことから急遽中止といたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については中止することに決定いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第8、議案第4号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第4号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、令和3年度の人事院勧告におきまして、国家公務員の育児休業制度が改められていることから、非常勤職員等の取得要件の緩和等について、本企業団職員についても同様の措置を講ずるため、所要の整備を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和に関して、第2条を改め、非常勤職員の子が1歳以降の取得要件の柔軟化について、夫婦交代制での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とすることなどに関して、第2条の3及び第2条の4を改め、これに伴う所要の改正として3条を改め、第3条の2を新設するものでございます。

なお、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第4号について、質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、白井えり子議員。

○5番（白井えり子議員） 5番、白井えり子、通告に従い、議案質疑を行います。

今回の条例改正は、非常勤の会計年度職員が対象とのことですが、現在対象者は何人でしょうか。

また、不妊治療についての特別休暇取得も常勤職員と同様な条件でしょうか、全く同じで

しょうか。

今回の条例改正により規則に変更が生じるところがあるのでしょうか。規則は常勤職員と全く同じものが適用されるのでしょうか。

4点目ですが、非常勤職員が育児休業を取得する場合の給与はどのようになるのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

初めに、1点目の対象となる非常勤職員の会計年度任用職員の人数でございますが、現時点におきましては、対象となる職員はございません。

次に、2点目の不妊治療を受ける際の条件についてでございますが、非常勤職員も常勤職員と同様の条件で休暇を取得することが可能となるよう、規則において措置済みでございます。

次に、3点目の規則に変更は生じるか、規則は常勤職員と同じかについてでございますが、愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する規則、愛知中部水道企業団職員の給与に関する規則、愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規則等において、常勤職員、非常勤職員ともに同条件の制度となるよう、所要の改正を行う予定でございます。

最後に、4点目の非常勤職員が育児休業を取得する場合の給与についてでございますが、こちらも常勤職員と同様に、休業期間中は無給となりますが、育児休業を取得する職員は共済組合をはじめとした社会保険による育児休業手当金等の給付制度がございます。この給付制度を利用することで、原則、育児休業の初日から子が1歳に到達するまでの期間ではございますが、無給期間の給与の一部が保障されるものとなっております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） この条例改正は、国のほうから下りてきたというか、国のほうが変わって、順次地方に来たというふうに理解しております。

また、3月議会で議決しました、条例名は一緒ですけれども、それから僅か数か月の間に、もちろん施行時期が4月からと10月からに変わりますけれども、また条例改正になったというわけです。

今回の改正点で、育休が非常に拡大されたというご説明でしたけれども、男性の産休が盛

り込まれたというこの点について、文言の中に具体的に見当たらないという、また、育休については多々表記があるんですが、いわゆる産休については、先ほどの説明で3条の2が当たると思いますが、この3月議会に議決したものの違いを再度お願いできますでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 再質問の3月に議決したものの違いについてでございますが、3月に議決した条例改正におきましては、非常勤職員における育児休業等の取得要件の緩和といたしまして、引き続いて在職する期間の見直し及び職員への育児休業制度の周知など、制度を利用しやすい勤務環境の整備等に関する措置の新設、この2つが主な改正内容でございました。

続いて、今回の条例改正でございますが、子の出生日から57日以内にする育児休業、いわゆる産後パパ育休を非常勤職員が取得する場合の取得要件の整備及び非常勤職員の子が1歳以降にする育児休業を夫婦交代等で取得できるものとする要件の柔軟化、この2つが主な改正内容でございます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、5番、白井えり子議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 全員賛成であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第9、議案第5号 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を申します。

高津総括次長。

○次長（総括）（高津桂一君） 総括次長の高津です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について、ご説明をいたします。

お手元の令和3年度決算書をご覧くださいと思います。

1枚はねていただきまして、議案の本文を朗読させていただきます。

令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計に生じた利益は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算を同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和4年7月25日提出。

2ページ、3ページをご覧ください。

令和3年度愛知中部水道企業団水道事業決算報告書でございます。

予算の執行状況で、消費税込みの額となっております。

初めに、（1）の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額76億8,598万3,000円に対しまして、決算額は78億1,816万4,587円で、主に水道料金収入で、全体で1億3,218万1,587円の増となりました。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額65億3,145万円に対しまして、決算額64億4,578万9,604円で、第1項営業費用の主な費用は、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などでございます。

また、第2項営業外費用は、主に借入企業債の支払利息や過年度分水道料金の減免でございます。

第3項特別損失は、貸倒れによる損失でございます。

なお、水道事業費用といたしましては、8,566万396円の不用額が生じました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入は、繰越額に係る財源充当額等を含めた予算額11億8,423万9,400円に対しまして、決算額は9億301万1,024円で、第1項の企業債や第3項の工事負担金で、予算に比べ2億8,122万8,376円の減となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、繰越額を含めた予算額47億2,633万3,386円で、主に第1項建設改良費で行いました第2次水道施設整備計画に基づく老朽管更新事業や耐震化事業、第2項企業債償還金などで、建設改良費において、翌年度への繰越額が1億7,094万9,790円でございます。支出全体で、これを差し引いた6億6,077万8,212円が不用額となりました。

また、欄外の記述は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する部分の補てん説明でございます。

資本的収支の不足額29億9,159万4,360円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1億8,500万円、利益積立金の目的外使用額7,200万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億5,116万5,175円、過年度分損益勘定留保資金19億4,244万3,409円及び当年度分損益勘定留保資金5億3,098万5,776円で補てんをいたしました。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらは令和3年度損益計算書で、消費税抜きとなっております。

1の営業収益は、主に水道料金収入であります給水収益で、2の営業費用は、主に（1）の原水及び浄水費に含まれております県水受水費、同じく（1）の原水及び浄水費から（3）の総係費に含まれております維持修繕費、職員給与費、委託料などや（6）の減価償却費、（7）の資産減耗費、これらに3の営業外収益と4の営業外費用を差し引いた経常利益は9億9,287万1,387円となり、これに5の特別利益1億2,632万3,699円及び6の特別損失54万1,556円を差し引いた当年度純利益は11億1,865万3,530円となりました。

また、前年度繰越利益剰余金2億6,573万8,396円と、令和3年度に使用した減債積立金、建設改良積立金及び利益積立金の取崩しにより生じた、その他未処分利益剰余金変動額2億6,700万円を合わせました当年度未処分利益剰余金は16億5,139万1,926円となっております。

次に、8ページ、9ページは剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後残高欄、ここでは、令和2年度までの資本金と剰余金の状況で、すぐ下の8行目の当年度変動額の欄が令和3年度の増減の状況を示しております。

表の右から3列目の未処分利益剰余金の列の下から5行目の減債積立金の取崩額1,000万円、その下の行の建設改良積立金の取崩額1億8,500万円、その下の行の利益積立金取崩額7,200万円並びにその下の当年度純利益11億1,865万3,530円を合わせた4行上になりますが、当年度変動額13億8,565万3,530円が本年度の増加額として計上されております。

なお、表の一番下にあります資本金をはじめとした各項目の当年度末残高のそれぞれの額は、13ページにあります貸借対照表の資本の部の各項目の額と同じでございます。

次に、10ページは、令和3年度剰余金処分計算書（案）でございます。

表の1行目、一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高16億5,139万1,926円を、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決をいただきまして、上から3行目の減債積立金に1,300万、今後の施設整備更新事業等の財源として、その下の行の建設改良積立金に2億2,793万5,125円をそれぞれ積立てし、令和3年度に使用した減債積立金、建設改良積立金及び利益積立金の取崩しにより生じた、次の行にあります11億3,066万4,971円を資本金へ組入れし、残額2億7,979万1,830円を繰越利益剰余金とするものでございます。

また、同じ表の右から2列目の資本剰余金の当年度末残高2億1,536万2,651円を地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決をいただきまして、資本剰余金とするものでございます。

次に、11ページから13ページは貸借対照表でございます。

令和4年3月31日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債・資本合計は、それぞれ同額の562億7,942万6,760円となっております。

14ページ、15ページは、決算書類の作成にあたり採用した会計処理の基準及び手続を示した注記表となっております。

17ページ以降は、決算附属書類、財務諸表附属書類でございます。

以上で、令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第5号に対し、代表監査委員より、決算審査の報告及び経営健全化審査等の報告がありますので求めます。

都築一浩代表監査委員。

○代表監査委員（都築一浩君） 監査委員の都築でございます。

議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、令和3年度決算審査の結果についてご報告申し上げます。

令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算につきましては、企業長から提出されました決算報告書及び財務諸表に基づき、去る6月27日、大橋監査委員と共に審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、決算報告書及び財務諸表が水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているかを検証することに留意しまして、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否などにつきまして審査をいたしました。

その結果につきまして申し上げますと、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関係法令に準拠して作成されておりまして、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

令和3年度本企業団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配布されておりますので、ご精読いただきたいと思います。

この場におきまして、若干、会計の現状と監査委員の意見を申し述べさせていただきたいと思います。

決算につきまして、予算執行状況から見てみますと、水道事業収益及び水道事業費用は、おおむね予算どおりの執行となっており、資本的収支は、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を減債積立金等で補てんされていることを確認しました。

経営状態を損益計算書から評価しますと、事業収入から事業費を差し引いた11億1,865万3,530円が当年度純利益となり、前年度純利益12億3,965万6,519円と比較しますと1億2,100万2,989円の減少となりました。減少の要因は、営業費用の増加にあると言え、更新事業を進めていく以上、今後、減価償却費や資産減耗費の増加が想定されますので、その他の費用を、さらなる効率化を意識した事業運営により抑制する必要があると思われます。

キャッシュ・フロー計算書による当年度の経営状況は、短期的に見れば問題ないと評価で

きます。企業債による収入はあるものの、昨年のような資金減も抑制、抑止されておりまして、この点も評価できる点であると思われます。

令和3年度の決算を総括しますと、おおむね問題ない状況にあると思われます。第3次アーク・シンフォニー計画の財政計画と比較しても、大きな隔たりが見られず、指摘をすべき事項も見られません。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念材料ではありましたが、財政状況に影響も見られませんでした。

今後も長期的な視野の下、費用の抑制と収益の確保に工夫を図られるよう要望し、令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算審査の意見といたします。

次に、基金の運用状況について報告をいたします。

水道水源環境保全基金は、水源環境保全事業の推進を図る目的で積み立てておりますが、その基金を活用した「水源の森」森林整備協定に基づく造林事業は、当初の計画どおりの面積確保が難しくなっております。

しかし、令和7年度以降に新たな取組を計画されているとのことであり、その計画に期待し、また、基金が目的に従って確実かつ効率的に活用されることを要望し、水道水源環境保全基金審査の意見といたします。

続きまして、令和3年度水道事業会計経営健全化審査につきまして、ご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、企業長から提出されました令和3年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているかを主眼に審査をいたしました。その結果につきまして申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態であることを認めましたので、ご報告をいたします。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読をいただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚本克彦議員） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第5号について、質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

5番、白井えり子議員。

○5番（白井えり子議員） 5番、白井えり子、通告に従い、議案第5号について質疑をします。10点ほどお願いいたします。

1点目、決算書3ページの収入ですが、1款水道事業収益1億3,218万1,587円の3項の特別利益は、令和2年度は減額の1億934万6,022円、令和3年度は1億364万8,699円となっています。この主な内容は何でしょうか。

2点目、決算書6ページです。損益計算書営業利益1億2,631万6,250円は、令和2年度比減額7,193万3,070円となっています。この減額理由の内容は何か。今ご説明があったかもしれませんが、お願いいたします。

3点目、同じく決算書6ページの営業外費用の経常利益が令和3年度比減額2億3,218万3,613円です。この減額理由の内容は何でしょうか。

また、4点目、決算資料9ページ、負債資本合計が令和2年度は減額0.9%ですが、令和3年度は2.0%の増となっています。金額にして11億1,513万5,213円の増額となっています。この分析はどのようにされていたでしょうか。

5点目です。決算資料3ページ、水道施設のレベルアップの主な事業の2、漏水調査2,661万円は、漏水調査全体計画の中で、令和3年度は、どの地区、距離、調査方法はどのように行われたのでしょうか。

6点目です。決算資料3ページ、水道水の安定供給の主な事業、県営水道からの受水について、金額では463万円の減額、受水量では24万7,963立方メートル減っています。この理由は何か、どのように分析をされたのでしょうか。

7点目です。決算書4ページ、5ページ、企業債3億円の適正借入れとあります。令和2年度は、企業債の借入れはなく、令和4年度は7億円となっています。アクア・シンフォニーの財政計画では、企業債は令和3年度から12年度までは毎年一律3億円と記載されています。どのような状況でも一律3億円なのか、適正借入れという根拠はどのようなものでしょうか。

また、償還金額は2億8,971万468円、計画では企業債償還計画は、令和3年度は2億900万円、これは計画どおりの数字となっていますが、この辺りはどのように分析をされたのでしょうか。

次に、8点目です。決算書の22ページ、給水原価が1立方メートル令和2年度は150.44円、それから、令和3年度は155.39円と4.95円高くなっています。令和2年度

は154.08円で、現年度より3.64円減少となっています。今回、単価の上昇の理由と、この影響はどのようなか、お尋ねします。

9点目です。同じく決算書22ページ、供給単価が1立方メートル令和2年度は171.70円から令和3年度は176.44円と4.74円高くなっています。令和2年度は178.12円から6.42円減少となっていました。この理由と影響はどのようなのでしょうか。

同じく決算書22ページ、人口では19人、戸数では899戸増加していますが、有収水量は9万9,235立方メートル、率にして0.3%減っています。この状況をどのように分析されたのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。ご質問の10点についてお答えさせていただきます。

初めに1点目の、水道事業収益の特別利益についてでございますが、令和2年度に予定をしておりました旧東山配水場用地の売却が令和3年度に売却となり、生じた固定資産売却益1億368万6,100円の皆増が主な要因となっております。

2点目の営業利益についてでございますが、令和2年度にみよし市黒笹地区の加圧施設設置に伴う特別管理分担金5,280万円の収入がございましたが、令和3年度におきましては、この特別管理分担金が皆減となり、令和2年度と比較して営業利益が減少した主な要因となっております。

3点目の経常利益についてでございますが、主に収益で、先ほど申し上げました特別管理分担金5,280万円の皆減に加え、費用で、修繕費が6,688万6,218円、減価償却費が6,807万1,941円、資産減耗費が7,313万9,486円などの増により、経常費用全体で1億6,171万5,734円増加したことが、令和2年度と比較して経常利益が減少した主な要因となっております。

4点目の負債資本合計についてでございますが、令和2年度に発生いたしました長期前受金戻入8億5,344万6,026円と積立金取崩額2億6,800万円の合計11億2,144万6,026円を、令和2年度決算後に剰余金の処分として自己資本金へ組み入れ、資本金が増加したことが、令和2年度と比較して負債資本合計が増加した主な要因となっております。

5点目の漏水調査についてでございますが、令和3年度は豊明地区を、管路延長330.

7キロメートル、漏水探知機による音聴調査や相關式漏水探査装置を使用して、漏水調査を実施しております。

6点目の県営水道からの受水についてでございますが、令和2年度と比較して、主に有収水量が9万9,235立方メートル、漏水などの不明水量が10万2,397立方メートル減少したことにより、県営水道受水量が減少し、県営水道受水費の使用料金部分が減少しております。

7点目の企業債の適正借入れについてでございますが、企業債の借入れにつきましては、第3次アクア・シンフォニー計画の財政計画に基づき、令和3年度から開始し、令和3年度は3億円の借入れを実施したものでございます。

また、令和4年度の7億円の借入れにつきましては、予算の際にお認めいただいておりますが、急激な工事費等の上昇に伴い、当初の財政計画どおりの内部留保資金を確保するために、企業債借入額を増額し、財源補てんを予定するものでございます。

また、令和3年度の企業債償還金額につきましては、平成20年度から令和2年度までの新規の企業債借入れを行っていなかったため、企業債償還計画の償還金額と差異はございませんでした。

8点目の給水原価についてでございますが、給水原価は、有収水量1立方メートル当たりどれだけの費用がかかったかを示す指標で、給与費や受水費などの経常的にかかる費用を有収水量で除して求められるものでございます。

令和3年度は、修繕費や減価償却費、資産減耗費などの増により経常費用が増加したことに伴い、令和2年度と比較して給水原価が4.95円増加したものでございます。

影響につきましては、次の9点目の供給単価と併せてご説明いたします。

9点目の供給単価についてでございますが、供給単価は、有収水量1立方メートル当たりどれだけの収益があったかを示す指標で、給水収益を有収水量で除して求められるものでございます。

令和2年度は、みよし市において基本料金免除措置を実施しておりましたが、令和3年度は実施がなかったことにより、給水収益が増加し、令和2年度と比較して供給単価が4.74円増加したものでございます。

なお、給水原価が供給単価を上回りますと、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われていることになり、経常費用の削減や適正な料金収入の確保が必要となりますが、給水原価が供給単価を下回っておりますので、今のところ特段の影響はございません。

最後、10点目の給水人口、給水戸数、有収水量の分析についてでございますが、給水人口、給水戸数につきましては、各市町が公表している数値を集計したものでございます。

有収水量につきましては、令和2年度はうるう年のため、366日に対して、令和3年度は365日で1日少なくなっていることが有収水量の減の主な要因となっております。

令和3年度は給水人口の増加が極端に鈍化しておりますので、今後の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、再質問、お願いいたします。

5点目の漏水調査ですが、これは5市町をどのようなローテーションで回り、令和3年度は豊明市のみだったのか、調査対象、そして、また、調査対象は水道管だけだったのか、消火栓の点検は組み入れられてはいないのでしょうか。

6点目ですが、3年度の不明水はなかったのでしょうか。

7点目、アクア・シンフォニー計画に内部留保資金は、資本的収支の不足額の補てん財源とあります。内部留保資金を確保するために企業債で調整する、3年度決算は財政計画初年度で、たまたま計画どおりでしたが、企業債の借入れは3億円を上限とする検討はされなかったのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） では、再質問についてお答えさせていただきます。

5点目の再質問、5市町をどのようなローテーションで回り、3年度は豊明市のみかについてでございますが、漏水調査は、水道管のみを対象に、令和3年度から令和5年度にかけて4市1町を行い、令和3年度は豊明市、令和4年度は日進市、東郷町、令和5年度はみよし市、長久手市を実施するものでございます。

なお、消火栓の調査は、本漏水調査とは別に点検業務を行っております。

次に、6点目の再質問、3年度の不明水量についてでございますが、漏水などの不明水量が、令和3年度は60万6,820立方メートル、令和2年度は70万9,217立方メートルあり、この差が、先ほどご説明いたしました10万2,397立方メートルでございます。

7点目の再質問、企業債の借入れは3億を上限として検討しなかったのかについてでございますが、アクア・シンフォニー計画の財政計画につきましては、長期的な見通しでござい

ますので、3億円としておりますが、令和4年度は検討した結果、7億円となったものでございます。

各年度の収支バランス等により内部留保資金残高に影響がある場合には、借入額が3億円より増減があることも想定しております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、5番、白井えり子議員の質疑を終わります。

続きまして、15番、中野まさひろ議員。

○15番（中野まさひろ議員） それでは、令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について、通告に従いまして、議案質疑させていただきます。

決算書は4ページ、5ページの部分であります。

令和3年度愛知中部水道企業団水道事業決算の（2）資本的支出の第1款資本的支出の第1項建設改良費の不用額は、6億6,000万円余りで、執行率は81.2％であります。

しかし、第2次水道施設整備計画の主な指標であります管路更新率、全管路の耐震適合率、基幹管路の耐震適合率は、いずれも令和3年度目標を超過達成いたしております。

そこで伺います。

1、建設改良費の不用額の主な内容を伺います。

2点目です。建設改良事業予算の執行率80％ほどでも、第2次水道施設整備計画の主な指標である管路更新率、全管路の耐震適合率、基幹管路の耐震適合率の目標達成には支障はありませんでしょうか。

以上、2点伺います。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

1項目めと2項目めの質問は関連性がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

まず、建設改良費の不用額の主な内容についてでございますが、老朽管更新や管路耐震化事業などの工事の入札による請負残が約3億5,000万円、区画整理事業の遅れや中止に伴う執行残が約1億6,000万円などとなっております。

令和3年度につきましては、結果的に執行率80％程度で、支障なく目標の達成ができたところでございます。

ただ、昨今の労務費や資材費などの高騰に伴う急激な工事費の上昇が懸念となっており、現計画の管路更新率、全管路の耐震適合率、基幹管路の耐震適合率の目標をある程度見直し

をせざるを得ない状況が差し迫っております。

今後は、資金残高を確保しつつ、損益勘定留保資金や建設改良積立金などの内部留保資金や企業債借入れなどにより、第2次水道施設整備計画を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） それでは、再質問をさせていただきます。2点ございます。

1点目は、区画整理事業の遅れや中止に伴うもの以外で、当初予算において予定をされていた建設改良工事を取りやめたものもあると伺っておりますが、取りやめた工事の件数及びその金額はいかほどでしょうか。

2点目です。取りやめの理由は何でしょうか。また、同様の判断は例年行われていることでしょうか。

以上、2点、お願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員の再質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 再質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の取りやめた工事件数及び金額についてでございますが、工事件数が6件で、金額が約2億円でございます。

続きまして、2点目の取りやめの理由についてでございますが、支障移転工事の追加発注等により、令和3年度における管路更新率等の目標が達成できる見込みとなったため、一部工事を取りやめたものでございます。

なお、例年、経営状況、水道施設整備計画の進捗状況等から総合的に判断をしております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、15番、中野まさひろ議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 全員賛成であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（塚本克彦議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日上程いたしました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、原案どおりご議決いただき、誠にありがとうございました。

先ほど、都築代表監査委員より、令和3年度決算につきまして、おおむね問題ない状況にあるのご意見をいただいたところでございますけれども、今後も長期的な視点の下、費用の抑制と収益の確保に工夫を図られるようにとの要望も併せていただいております。

こうしたことも踏まえ、第3次アクア・シンフォニー計画の基本理念である、「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」の実現に向け、各種事業の効果的な執行に取り組んでまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、季節柄、何かとご多忙かと存じますが、くれぐれもご自愛いただきまして、一層のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（塚本克彦議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塚本克彦議員） 本日は慎重審議を賜り、大変ありがとうございました。

これをもちまして、令和４年第２回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 ３時２０分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年 7月 25日

議 長 塚 本 克 彦

署 名 議 員 富 田 え い じ

署 名 議 員 國 府 田 さ と み